

令和元年 1 1 月大山町定例農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和元年 1 1 月 1 1 日（月）午後 3 時 0 2 分から午後 4 時 2 7 分まで
- 2 開催場所 中山農村環境改善センター
- 3 出席委員 （2 7 人）

会 長	1 5 番	米澤 誠一			
農業委員	1 番	高塚 光春	8 番	日野 浩一	
	2 番	小谷 恵	9 番	田中 好道	
	3 番	前田 繁昌	1 0 番	川上 英章	
	5 番	岡田 龍男	1 1 番	江原 宏昭	
	6 番	高虫 秀樹	1 2 番	遠藤 幸子	
	7 番	尾古 礼隆	1 3 番	山下 一郎	
			1 4 番	岸本 耕二	

推進委員	1 番	黒見 憲治	9 番	入江 英之	
	2 番	渡邊 博文	1 1 番	大場 兵輔	
	3 番	大西 繁	1 2 番	加藤 久和	
	4 番	藤井 元之	1 3 番	野口 稔	
	5 番	林原 春男	1 4 番	杉谷 幸秀	
	7 番	荒松 将志	1 5 番	山根 操	
	8 番	岩波 宏承			

- 4 遅刻委員（1 名）（農委 1 5 番 米澤 誠一）
- 5 欠席委員（3 名）（農委 4 番 田中 喬、推委 6 番 鳥橋 千廣、推委 1 0 番 佐伯 守）
- 6 議事録署名委員の決定 （5 番 岡田 龍男、6 番 高虫 秀樹）
- 7 会務報告（別紙）
- 8 議事日程
 - 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 - 議案第 3 号 非農地証明願いについて
 - 議案第 4 号 大山町農業振興地域整備計画の変更（一部除外）について
 - 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について
 - 議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条の規定による農用地利用配分計画案について
- 9 報告事項
 - （1）賃貸借の解約について
 - （2）その他

10 その他

(1) 定例会の日程について

(2) その他

11 農業委員会事務局職員

局 長	大黒辰信
-----	------

主 幹	齋木貴敬
-----	------

事務補助員	山根江利子
-------	-------

1 2 会議の概要

事務局 皆さん、こんにちは。会長が15分ぐらい遅れるということで会長代理に進行のほうをお願いします、ということで会長代理の方で進行のほうをお願いいたします。

それでは定刻になりましたので、只今から定例の農業委員会を開催いたします。

議長 皆さん、急遽、代理ということでございます。会長が15分ぐらい遅れるということですのでよろしくお願いをいたします。

今日は欠席届が3名ということでございます。この人数で開会したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議事録署名委員の決定ということで、5番委員さんと6番委員さん、よろしくお願いします。

議長 4の会務報告に入ります。では事務局、よろしくお願いします。

事務局 はい。それでは会務報告をさせていただきます。

【会務報告】

- (10月 7日) ・中山地区農業相談日について。相談件数なし。
- (10月10日) ・10月定例農業委員会について。
- (10月15日) ・名和地区農業相談日について。相談件数2件あり。
- (10月18日) ・鳥取県農業会議臨時総会について。
- (10月23日) ・常設審議委員会について。
- (10月25日) ・農業者年金加入推進特別研修会について。
- (10月31日) ・西部地区農業委員会会長協議会臨時総会について。

議長 はい、ありがとうございました。会務報告が終わりました。

議長 議案に入りたいと思います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局、よろしくお願いします。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記許可申請について、農地法第3条第1項の規定により議決を求めます。

4件ございます。まず20番。土地は〇〇△△△△-△、畑、20㎡、譲渡人が地□□さん、譲受人が◇◇さん。この20から22まではいずれも◇◇さんでございます。畑、20㎡ですけども金額については※万円での譲渡でございます。21番、〇〇△△△△-△、畑、271㎡、譲渡人が□□さん。これにつきましては、※万円での売買でございます。それから22番。〇〇△△△△、畑、971㎡、譲渡人が□□さん、譲受人が◇◇さん。この

土地につきましては※万円での売買でございます。それから23番に入ります。親子間の贈与でございます。土地は〇〇△△△△-△、田、1, 745㎡、〇〇△△△△、田、2, 451㎡、〇〇△△△△、田、1, 759㎡、譲渡人が□□□□さんで、譲受人が◇◇◇◇さんの所有権移転でございます。以上、4件でございます。

議長 はい。説明が終わりました。現地確認委員さん、お願いします。

推委15番委員 推進委員の15番です。今日の午前中、事務局と委員3名で現地確認調査に行きました。農地法第3条の規定により申請されてますけど、〇〇3件ありまして、現地は一か所に集まったところで管理されとって、問題ないものとして見てきました。皆様の審議、よろしくお願いいたします。

推委9番委員 続きまして、23番の□□さんの分ですけども、親子間ということで田を作っておられまして、何ら問題なく確認してきました。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。現地確認の説明が終わりました。皆さんの方で何か質問がありませんでしょうか。

ないようですので、賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。

(全員挙手)

はい、皆さん賛成ですので承認いたします。

議長 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局、よろしくお願いします。

事務局 はい。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について。下記申請について、農地法施行令第7条の規定により審議を求めます。

1件ございます。番号5番、土地は〇〇△△-△△、地目が田、面積が574㎡、申請人が〇〇△△番地△、▲▲▲▲さん。転用目的につきましては一般住宅でございます。この申請にあたってはですね、建物の見積もり、それから融資証明、自己資金等、資金については問題ないというふうに思います。それから家族は4人で、この住宅は下水への接続でございます。場所につきましては4ページをはぐっていただいて、ここは周辺も既に農地ではございません。住宅が建っております。そういった中の1筆でございます。建物図面につきましては、5ページ6ページに描いてございますのでご確認下さい。なお、この土地につきましては現地確認委員さんと現地を確認しております。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。では、現地確認の説明をお願いします。

推委15番委員 失礼します。地目は田であります但し住宅地の中にあり、きれいに管理されており住宅としての転用は何も問題がないとして帰ってまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。現地確認の説明が終わりましたので、皆さんの方で何かございませんでしょうか。

ないようですので、賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。

(全員賛成)

はい、ありがとうございます。賛成多数ですので承認いたします。

議長 次は議案第3号、非農地証明願いについて、でございます。事務局、よろしくをお願いします。

事務局 はい。議案第3号、非農地証明願いについて。下記証明願いについて、議決を求めます。

2件でございます。番号7番、土地の所在ですが、〇〇△△△-△、畑、169㎡、それから同じ続きなんですけども△△△-△、畑、180㎡です。合計349㎡、申請人が〇〇△△番地、●●●●さん、この土地ですけども、40年から50年前に豚舎を建築をして、建築はしたもののもう豚も飼ってなくてずっと豚舎を投げっぱなしにしてあったというところです。事務局に先月相談がございまして、地目は農地なんだけどもどういうふうにしたら良いかといことで、もう4、50年前から豚舎ということでしたらもう農地ではないといことで、非農地証明願いを出して下さいと指導をいたしました。指導後ですね、実は今、もう豚舎は取り壊されました。きれいに真砂を敷いて整地をされたわけなんですけども、基本的に非農地証明ということで豚舎があれば非常に良かったんですけども、豚舎も取り壊してありますけども、事務局が行った時にはちょうど取り壊すところで、その写真も撮ってますし、それから以前その豚舎を撮った写真もございます。その辺りを委員さんの方にも確認していただいて今日の現地調査ということになりました。それから番号8番につきましては、大字〇〇△△△-△、畑、4.67㎡、申請人が〇〇△△△番地の●●●●●さんで、ここは町道を新設された際の残地です。面積が約1坪あるわけなんですけども、三角地でもう竹藪も生えてて、もう農地としての利用価値がないといことで非農地証明願いを出されたところでございます。

この2件につきましても、現地確認委員さんと現地を確認してまいりましたので報告をお願いをいたします。

議長 はい。では現地確認に行かれた方、よろしくお願いします。

推委15番委員 失礼します。現地は豚舎でありましたが、既にきれいに整地されており、非農地として問題はないものとして確認しました。皆様のご審議、よろしくお願いします。

推委9番委員 続きまして8番ですけども、面積も4.67と極小の土地でして、他に使えることもありませんし、しょうがないかなと思って確認してまいりました。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。現地確認の説明がありました。皆さんの方で何かございませんでしょうか。

ないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、全員でございます。ありがとうございました。では承認いたします。

議長 議案第4号、農振一部除外の説明をお願いします。

事務局 はい。10ページをご覧ください。

議案第4号、大山町農業振興地域整備計画の変更（一部除外）について、でございます。別紙のとおり、大山町長から照会があったので意見を求めます。

この場所でございますけども、〇〇の△△△△、△△△△、△△△△ー△、△△△△ー△というところで、場所につきましては11ページの右側をご覧ください。大山町立◎◎中学校の道路を挟んだ真ん前にございます。

これにつきまして、この場所についてはですね、圃場整備はしてはございます。土地改良区等の同意も得ておりますし、基本的には土地改良区でしたところは1種農地ということになるわけですが、インターチェンジから300m以内については3種農地扱いというふうになります。つまり、転用可能な農地であるということで、今回、農業振興地域の一部除外ということになりました。この除外につきましては、建売住宅ということでございます。宅地造成ではございませんので建売をして売るということで、多分、町内では初めてではないのかなということでございます。12ページにその区画等を描いてございます。こういった形での建売住宅ということになりますので、これにつきましても現地確認委員さんと確認をしまいいりましたので報告をお願いいたします。

議長 現地確認をお願いします。

推委15番委員 失礼します。場所は中学校前の水田で、宅地造成としての除外とありますが、インターの近く学校の側で農地としては向かないように思われました。時代の流れかなと思い帰ってまいりました。皆様のご審議、よろしく願いいたします。

（農委15番委員、15時20分着席）

議長 はい、ありがとうございました。今、説明が終わりました。皆さんの方から、ご質問がございませんでしょうか。

農委13番委員 ちょっと質問で。

議長 はい。

農委13番委員 13番です。これは3種農地ということで、インターから300m以内にあれば基盤整備した田んぼでも3種農地という扱いですか。

事務局 間違いないです。基本的にはインターがなければ圃場整備してありますので1種農地になりますが、インターから300mというところで、それはもう3種農地、つまり、農業でやるよりもそれ以外の用途で転用なりを進めて下さいという扱いにはなと思います。

農委13番委員 進めて下さいじゃなくて。

事務局 進めて下さいじゃなくて、転用が可能ですということです。

農委 13 番委員 これは農振の一部除外の手続きだけだな、今は。

事務局 農振の一部除外の手続きです。農振の見直しというところになると、また来年度から取り掛かると思いますので、それはそれでまた別になってくるとは思いますけども。

議長 13 番委員さん、良いでしょうか。

農委 13 番委員 はい。

農委 6 番委員 すみません。

議長 はい。

農委 6 番委員 6 番です。水田ということで農業委員にはちょっと関係ないかもしれないんですけども、水田に付随するという形になると思うんですけども、水路の関係、そういう部分は全く問題ないんでしょうか。

事務局 はい。この農振除外の申請にあたって、水路関係者、土地改良区等も承諾を得ております。それでこういった形で出しています。全て、水路関係については同意がないと受付けないというような格好になっておりますので、ここについては同意はございます。

農委 6 番委員 分かりました。ありがとうございます。

議長 その他、ございませんでしょうか。
ないようでしたら、賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
はい、ありがとうございます。賛成多数でございます。承認いたします。

議長 会長が来られましたので、この辺でバトンタッチしたいと思います。
5 号議案からお願いします。
(議長、交代)

議長 申し訳ございません。ちょっと●●に▲▲があったもので、遅れて申し訳ございません。
続きまして議案第 5 号から続けさせていただきますので、よろしくお願いします。
それでは議案第 5 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第 5 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により受理したので、議決を求めます。(朗読と詳細；詳細は議案に明記)以上です。

議長 今、説明がございましたが、何かご質問がありますでしょうか。
ないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員賛成)
はい、ありがとうございます。議決をさせていただきます。

(議長、交代)

(農委15番委員、議事参与制限の為退室)

議長 議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について、事務局、よろしくお願いします。

事務局 はい。議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、照会があったので意見を求めます。(朗読と詳細；詳細は議案に明記) 以上です。

議長 今、説明がございましたが皆さんの方で何かございませんでしょうか。ないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。皆さん、賛成でございます。

(農委15番委員、入室)

(議長、交代)

議長 それでは、議案のほうは以上をもちまして終了いたしましたので、報告事項に入りますのでよろしくお願いいたします。
報告は見ておいてやって下さい。

議長 続きまして、その他についてですが、定例会の次の日程でございますが12月の10日、中山の改善センター、ここで行うわけですがどうでしょうか。

事務局 議長、ちょっと。

実は今日、働き方改革セミナーのチラシを入れております。この日がですね、12月10日なんです。どなたか行かれるということであれば、委員会の日程を変えないけんのかなとは思いますが、誰も行かないということでしたら12月10日ということではいかがでしょうか。

議長 今、事務局から説明がございましたが、このパンフレットを見ていただいでどうでしょうか。行かれる方はございますでしょうか。
行かれる方は手を挙げて下さい。

農委13番委員 農業委員会として派遣するのであれば考慮せないけんけど、個人的なことなら、これどうですか。

議長 農業委員会としてというものではないですので、個人的に参加されるということであればということで考えております。ですので、皆さんで参加する人が多ければ変更ということも考えないと、ということです。

農委13番委員 そういうことであれば、9日なり11日なりに変更されれば。

議長 誰も行かれなかったら、このまま10日にとすると。参加者があるということであれば変更しますよということです。

農委2番委員 これ個人じゃなくて夫婦で必ず、家族経営のやつだけん。ここから参加資格のある人がどれぐらいおんなるか。

議長 家族協定を結んだのはうちくらい。親子であったり夫婦であったりということですので。これからそういう流れが出てくる場合もございます。勉強したいなというようなことがあれば。どうですか。

農委7番委員 進行して下さい。

議長 では、ないということですので10日でよろしいでしょうか。計画どおり10日に行います、ということですのでよろしくお願いいたします。

現地確認の当番が農委13番委員さんと推委7番委員さん、それから農委4番委員さん、よろしくお願いいたしますと思います。

議長 それでは、その他の中のその他でございます。

常設審議委員会の審議方法の変更について、事務局の方から説明がございましたのでよろしくお願いいたします。

事務局 はい。その他ということで3点、事務局の方からご説明等させていただきます。

【その他】

- ・常設審議委員会の審議方法の変更について。
- ・農業委員会手帳のあっせんについて。
- ・▼▼▼▼の◆◆◆◆転用について。

以上、報告をさせていただきましたので、皆さんからのご意見等をお伺い出来ればと思います。

議長 その他で皆さんで他に質問がございますでしょうか。

【その他】

- ・農業委員会の研修大会について。

議長 他に何かございませんでしょうか。

ないようですので、以上を持ちまして11月の定例農業委員会を終了いたします。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに記載する。

議長 米澤 誠一

議事録署名委員 岡田 龍男

議事録署名委員 高虫 秀樹

: 上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。また、一部要約等を行い掲載しております。